

第 4 期  
大阪府食の安全安心推進計画  
(骨子案)

令和 5 年度～令和 9 年度

# 目次

- 第 1 章 推進計画策定の基本的な考え方【基本理念】
  - 1 推進計画策定の趣旨
  - 2 目指すべき姿・スローガン
  - 3 推進計画の基本的事項
    - (1) 推進計画の位置づけ
    - (2) 推進計画の期間
    - (3) 推進計画の変更、進捗状況の検証及び公表
  
- 第 2 章 食の安全安心に関する現状と課題【現状と課題】
  - 1 食に関する主な出来事・食を取り巻く環境や社会情勢の変化
    - (1) 食に関する主な出来事
    - (2) 食を取り巻く環境や社会情勢の変化と今後の課題
  - 2 第 3 期推進計画の成果
    - (1) 数値目標の達成状況
    - (2) 各基本施策における取組の総評・今後の方向性
  - 3 重点課題
  
- 第 3 章 食の安全安心の確保に関する施策【基本施策】
  - 1 施策展開
    - (1) 施策展開の方向性と施策の柱
    - (2) 施策の体系と重点施策
    - (3) 数値目標
    - (4) 計画の見方
  - 2 基本施策と取組ポイント
    - 施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保
      - (1) 監視指導
      - (2) 食品等の試験検査
      - (3) 食品表示の適正化の推進
    - 施策の柱 2 健康被害の未然防止や拡大防止
      - (1) 情報の収集及び調査研究
      - (2) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保

(3) 健康被害の拡大防止のための情報の公表

施策の柱3 情報の提供の充実

(1) 食の安全安心の情報発信の推進〔重点施策〕

(2) リスクコミュニケーションの促進

施策の柱4 事業者の自主的な取組の促進

(1) 生産段階における支援

(2) **HACCP** の取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進〔重点施策〕

(3) 顕彰の実施

第4章 各施策の取組体制【取組体制】

- 1 施策の推進体制
- 2 国や地方自治体との連携
- 3 人材の育成

第5章 資料等

- 1 大阪府食の安全安心推進条例
- 2 大阪府食の安全安心推進協議会
- 3 食に関する危機管理関係マニュアル一覧
- 4 食の安全安心に関するお問い合わせ先
- 5 府内における食中毒の現状
- 6 輸入食品の監視体制
- 7 食の安全安心に関する府民アンケート等
- 8 用語説明

# 第 1 章 推進計画策定の基本的な考え方

## 1 推進計画策定の趣旨

- ◆大阪府食の安全安心推進条例の制定趣旨
- ◆条例に基づく推進計画の策定趣旨
- ◆大阪・関西万博の開催、SDGs への取組、新型コロナウイルスによる社会の変化、食品衛生法の改正などを踏まえた第 4 期計画の策定趣旨

## 2 目指すべき姿・スローガン

条例の基本理念のもと、「生産から消費までみんなでつなぐ食の安全 築く安心」を推進計画のスローガンに掲げ、行政、食品関連事業者、府民の相互協力による食の安全・安心の確保を目指す。

## 3 推進計画の基本的事項

### (1) 推進計画の位置づけ

条例第 8 条に基づいて策定する、食の安全安心の確保に関する施策を推進する計画。

「万博のインパクトを活かした大阪の将来に向けたビジョン」、「Osaka SDGs ビジョン」などの全庁的な計画・方針等や、「大阪府食育推進計画」、「大阪府食品ロス削減推進計画」、「大阪府消費者基本計画」など、食の安全安心に関係する計画等との連携を図り、施策を実施。

### (2) 推進計画の期間

令和 5 年 4 月から令和 10 年 3 月までの 5 カ年計画とする。

### (3) 推進計画の変更、進捗状況の検証及び公表

毎年度、「大阪府食の安全安心推進協議会」に計画の進捗状況を報告し、実施状況の検証を実施。

## 第2章 食の安全安心に関する現状と課題

### 1 食に関する主な出来事・食を取り巻く環境や社会情勢の変化

#### (1) 食に関する主な出来事

食品衛生法や食品表示法の改正による制度改正など

2000年（平成12年）以降の食に関する主な出来事を年表として記載。

#### (2) 食を取り巻く環境や社会情勢の変化と今後の課題

##### ① 食品衛生法の改正による HACCP に沿った衛生管理の制度化

- ・改正食品衛生法の完全施行（令和3年6月）による「HACCP に沿った衛生管理」の制度化。
- ・HACCP を（PDCA サイクルにより）適切に運用されるよう取組支援の推進が必要。

##### ② ライフスタイルの変化

- ・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」の実践によるライフスタイルの変化に伴い、食生活もデリバリーやテイクアウトなどの中食や、家庭調理の割合が増加。
- ・食生活の変化に合わせて、衛生上の注意点などの情報発信を継続していくことが必要。

##### ③ スマートフォン・SNS の普及や IT 化の加速

- ・総務省調査で、2020年（令和2年）の世帯におけるスマートフォンの保有割合は **86.8%**（個人保有率は **69.3%**）と増加傾向。SNS の利用率も全世代で **73.8%**、**60**代でも **6**割を超えるなど、幅広い世代での利用が広がっている。
- ・誰もが自由に情報を発信できるため、誤った情報や科学的根拠に乏しい情報も見られる。
- ・コロナ禍で社会の IT 化が加速しており、ウェブ会議などのオンラインによる交流が浸透。
- ・正しく分かりやすい情報発信をより推進する取組が必要。
- ・意見交換や情報発信の取組にオンラインツールを活用していくことが必要。

##### ④ 食品ロス削減への関心の高まり

- ・「大阪府食品ロス削減推進計画」では、『“もったいないやん！”食の都大阪でおいしく食べきろう』をスローガンに、事業者、消費者、行政が一体となって、食品ロス削減の取組を推進。
- ・食品衛生の観点では、食品ロス削減に繋がる食品衛生及び食品表示に関する知識の普及啓発が必要。

##### ⑤ 訪日外国人の増加等

- ・2025年（令和7年）に開催される大阪・関西万博では、約半年の開催期間で **2,800**万人の来場者が予想され、訪日外国人の増加が想定される。
- ・府内の在留外国人は、全国で東京都、愛知県に次いで3番目に多い。
- ・外国人への啓発にあたっては、多言語対応ツールを活用した取組が必要

## 2 第3期推進計画の成果

---

### (1) 数値目標の達成状況

### (2) 各基本施策における取組の総評・今後の方向性

## 3 重点課題

---

第3期推進計画で掲げた施策等に継続して取り組むことを基本としつつ、食を取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、次の課題に重点的に取り組む。

### ■ 法改正による HACCP に沿った衛生管理の制度化への対応

HACCP は導入がゴールではなくスタート。PDCA サイクルにより、事業者が適切に HACCP の運用ができるよう取組支援が必要。

### ■ 社会情勢の変化等を踏まえた情報の発信

社会情勢の変化により関心が高まっている情報の発信等を積極的に推進していくことが必要。

- 食生活の変化に応じた衛生上の注意点などの情報発信
- 様々な情報ツール(SNS やオンラインコミュニケーションツールなど)を活用した正しく分かりやすい情報発信
- 食品ロス削減に繋がる食品衛生及び食品表示に関する知識の普及啓発
- 多言語対応ツールを活用した外国人向け啓発

## 第3章 食の安全安心の確保に関する施策

### 1 施策展開

---

#### (1) 施策展開の方向性と施策の柱

4つの施策の柱を設定。

#### (2) 施策の体系と重点施策

第3期推進計画で掲げた施策の継続を基本としつつ、4つの施策の柱に、11の基本施策を掲げ、基本施策に基づいて約50の個別の取組事業を展開。

重点課題に対応するため、2つの基本施策を「重点施策」として設定し、関係する取組事業を重点的に取り組む。

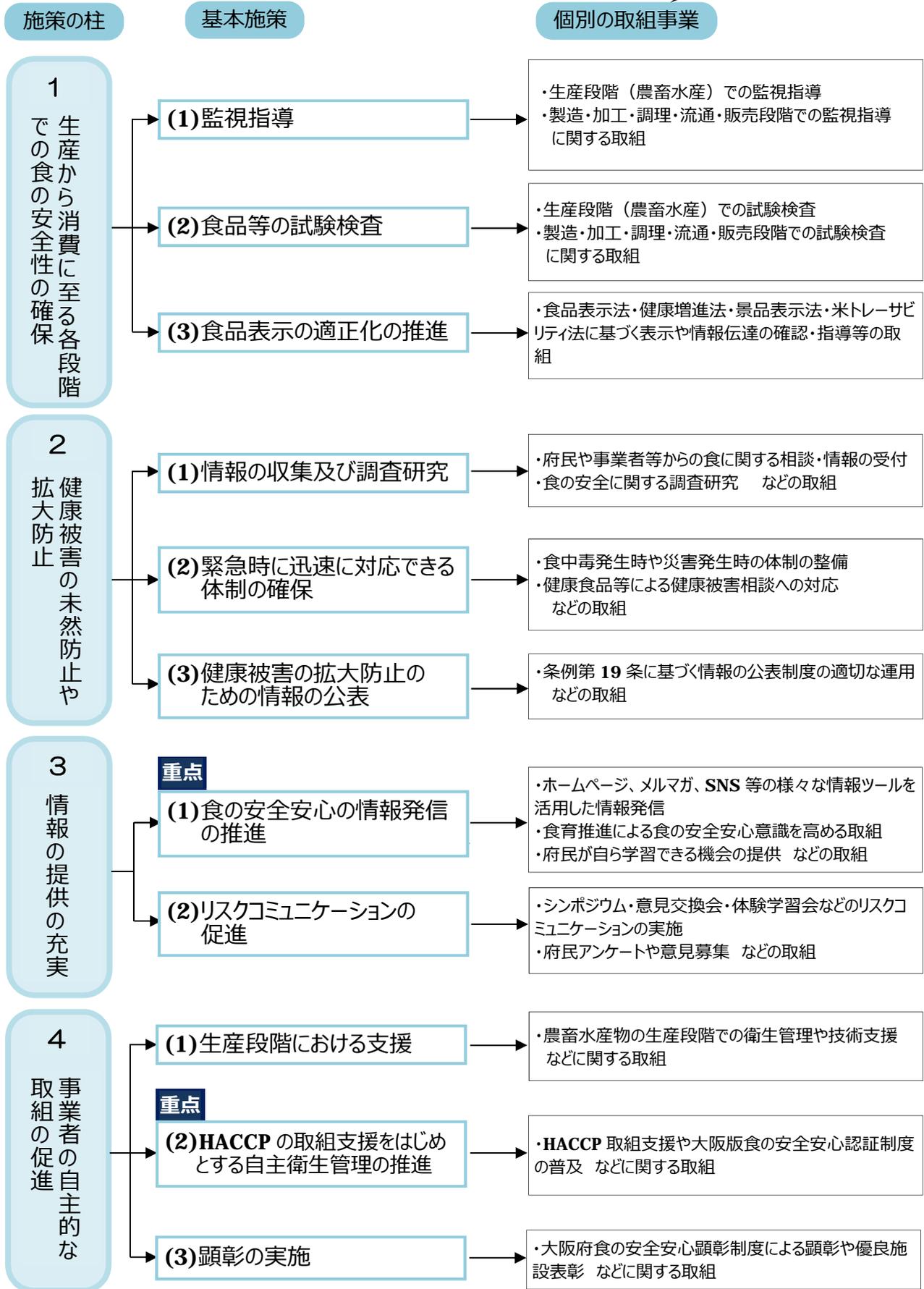
#### (3) 数値目標

各個別の取組事業のうち、数的な指標・評価が可能な事業について数値目標を設定

#### (4) 計画の見方

# 図<施策の体系図>

約 50 の取組事業を予定



## 2 基本施策と取組ポイント

### 施策の柱 1 生産から消費に至る各段階での食の安全性の確保

#### (1) 監視指導 ～生産段階での施策～

農産物、畜産物、水産物などの府内生産者に対して、各所管部局が監視指導を行う。

##### 府の取組ポイント

- Ⓧ 農産物の生産者への助言・指導（農薬の適正使用など）
- Ⓧ 畜産農家への助言・指導（動物用医薬品の適正使用など）
- Ⓧ 養殖水産業者への助言・指導（魚類防疫関係など）  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

#### (1) 監視指導 ～製造・加工・調理・流通・販売段階での施策～

食品の製造・加工業者をはじめ、食品の保管等を担う流通業者、販売業者などに対して、監視指導を行う。

##### 府の取組ポイント

- Ⓧ 飲食店や食品製造事業者等への監視指導
- Ⓧ と畜場・食鳥処理場での衛生指導  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

#### (2) 食品等の試験検査 ～生産段階での施策～

市場流通前の農畜水産物について、試験検査によりその安全性を確保。

##### 府の取組ポイント

- Ⓧ 府内産農産物の残留農薬の検査
- Ⓧ 二枚貝の貝毒検査や養殖魚の水産用医薬品の検査  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

## (2) 食品等の試験検査 ～製造・加工・調理・流通・販売段階での施策～

市場流通している食品について、試験検査によりその安全性を確保。

### 府の取組ポイント

- u 府内に流通する食品の収去検査
- u いわゆる健康食品の医薬品成分の検査  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

## (3) 食品表示の適正化の推進

法令に基づき、関係部局と連携しながら監視指導を行う。

### 府の取組ポイント

- u 食品表示法・健康増進法・景品表示法・米トレーサビリティ法に基づく表示や情報伝達の確認・指導  
等に関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

## 施策の柱2 健康被害の未然防止や拡大防止

### (1) 情報の収集及び調査研究

食品の安全に関する情報の収集や調査研究を推進。

### 府の取組ポイント

- u 府民や事業者等からの食に関する相談・情報の受付
- u 食の安全に関する調査研究  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

## (2) 緊急時に迅速に対応できる体制の確保

緊急時に備え、平常時から部局間や関係機関等との連携、協力体制を確保。

### 府の取組ポイント

- ㊦ 食中毒発生時や災害発生時の対応体制の整備
- ㊦ 健康食品等による健康被害相談への対応  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

## (3) 健康被害の拡大防止のための情報の公表

食品によるものと疑われる重大な健康被害が発生した場合の速やかな公表。

### 府の取組ポイント

- ㊦ 条例第 19 条に基づく情報の公表制度（食品によるものと疑われる重大な健康被害の速やかな公表）の適切な運用、大阪健康被害防止審議会の開催  
にかかるとる取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

## 施策の柱 3 情報の提供の充実

### (1) 食の安全安心の情報発信の推進

様々な情報ツールを活用した、情報発信の推進。学べる機会の提供。食育推進による、食の安全安心に関する意識の向上を図る。

### 府の取組ポイント

- ㊦ 府民に対する様々な情報ツール（オンライン・メルマガ・広報誌・出前講座・多言語媒体など）を活用した情報発信の実施  
(情報発信の主なテーマ：食中毒予防、食品表示、食品ロス削減に繋がる衛生知識、食の不安項目に関する正しい情報など)
- ㊦ 食育の推進に関する取組  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

## (2) リスクコミュニケーションの促進

行政、事業者、府民の情報共有・意見交換を行う機会を提供。

### 府の取組ポイント

- u シンポジウム・意見交換会・体験学習会などのリスクコミュニケーションの実施
- u 府民アンケートや意見募集の実施  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

## 施策の柱4 事業者の自主的な取組の促進

### (1) 生産段階における支援

農畜水産物の生産段階での自主的な衛生管理や生産加工技術に関する指導や助言を行う。

### 府の取組ポイント

- u 農産物・畜産物・水産物の生産者への衛生管理や技術支援（農薬適正使用、家畜や養殖魚介類の疾病予防の講習会、大阪エコ農産物認証制度の推進など）  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

### (2) HACCP の取組支援をはじめとする自主衛生管理の推進

HACCP が適切に運用されるよう HACCP の取組支援のための助言・指導などを行う。

### 府の取組ポイント

- u 手引書を用いた HACCP の技術的支援
- u 食品衛生責任者等へのセミナー開催
- u 大阪版食の安全安心認証制度の普及  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

### (3) 顕彰の実施

事業者や府民の食の安全安心に関する自主的な取組を推進するため顕彰等を実施。

#### 府の取組ポイント

- u 大阪府食の安全安心顕彰制度による顕彰の実施
- u 食品関係優良施設表彰  
などに関する取組事業を記載

※事業者・府民の取組ポイントを併記

## 第4章 各施策の取組体制

### 1 施策の推進体制

---

庁内の関係部局で構成する「大阪府食の安全安心推進委員会」、府民・事業者・有識者等で構成する「大阪府食の安全安心推進協議会」、条例第 19 条に基づく「大阪府健康被害防止審議会」の体制確保。

### 2 国や地方自治体との連携

---

#### (1) 食品衛生関係

- ① 国との連携、国への提言・要望
- ② 全国自治体との連携
- ③ 府域自治体との連携

#### (2) 食品表示関係

### 3 人材の育成

---

食の安全安心の施策を推進する人材の計画的な育成について、食品衛生監視員の技術研修の実施や参加、府域自治体との合同研修の実施等。

## 第5章 資料等

- (1) 大阪府食の安全安心推進条例
- (2) 大阪府食の安全安心推進協議会
- (3) 食に関する危機管理関係マニュアル一覧
- (4) 食の安全安心に関するお問い合わせ先
- (5) 府内における食中毒の現状
- (6) 輸入食品の監視体制
- (7) 食の安全安心に関する府民アンケート等
- (8) 用語説明